

年末年始の労働災害を防止しましょう

期 間 令和2年12月1日(火)～令和3年1月31日(日)

中災防年末年始無災害運動スローガン

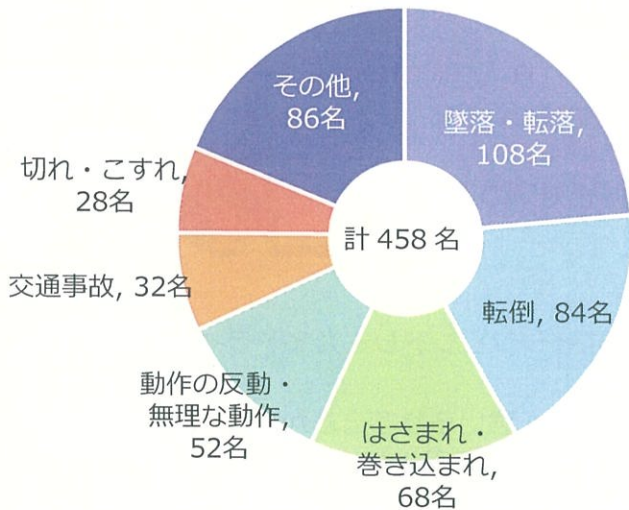
きっちり確認 ゆっくり休息

しっかり準備 年末年始無災害



年末年始の労働災害発生状況

令和元年度：事故の型別



令和2年の休業4日以上死傷者数は2,280人と前年比+127人(+5.9%)と大幅に増加しています。死亡者数も7月以降、多発傾向にあり計16人もの尊い命が失われています。

これから迎える年末年始は、急ぎの仕事や一斉清掃、設備の点検・整備、再稼働等いつもと違った作業が多くなります。特に今回は感染症対策(「密閉」「密集」「密接」の3密を避け消毒する)を講じながら迎える年末年始であるため、十分な準備や検討がされないまま、多くの非定常作業を行なうことが想定されます。

明るい新年を迎えるために労使一体となって、労働災害防止対策を徹底しましょう。

～非定常作業における労働災害防止のために～

機械の立上げや停止の際は特に注意が必要です。

機械の停止時・運転開始時における合図は徹底していますか？

滑ったり、転んだりするような危険な通路、作業動線になっていませんか？

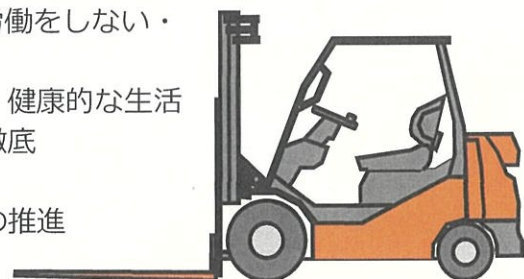
補修作業や清掃作業で化学物質を使用していませんか？
ばく露対策を講じましたか？

高所作業では、墜落防止措置(手すり等の設置/墜落制止用具・ヘルメット)を事前に確認しましたか？
スレート屋根ではありませんか？

はさまれ・巻き込まれを防止する囲いを取り外したりしていませんか？安全装置を無効化していませんか？

～事業場の実施事項～

- ① 経営トップによる年末・年始の災害防止に関する決意表明
- ② リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- ③ K Y（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ④ 機械設備に係る一斉検査及び作業開始前点検の実施
- ⑤ 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ⑥ 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑦ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- ⑧ 交通労働災害防止対策の徹底
- ⑨ 安全衛生パトロールの実施
- ⑩ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑪ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- ⑫ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑬ 「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」に基づく転倒災害防止対策の推進
- ⑭ ストレスチェック結果等を活用したメンタルヘルス対策、過重労働をしない・させない職場環境づくり
- ⑮ 高齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活
- ⑯ 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症対策の徹底
- ⑰ 職場のハラスメント防止につながる取組の推進
- ⑱ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- ⑲ 安全衛生旗の掲揚、ポスター及びのぼり等の掲示



～転倒災害防止のために～

近年、転倒災害が増加しており、高齢労働者の安全対策（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえた対策が必要です。

特に年末年始は非定常作業が多く、時間の制約がある中での作業を強いられることから、近道行動などが起こりがち。普段は物が置いてないところに物があるだけで転倒災害の要因になります。

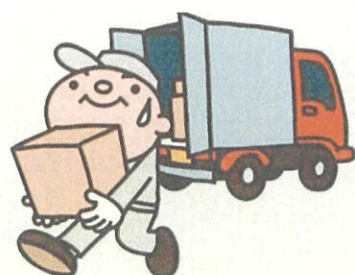
忙しい年末年始こそ整理整頓など4S活動に力を入れ事前の対策を行ないましょう。

～交通労働災害防止のために～

冬期の凍結した路面は特に注意が必要です。

交通労働災害は、全業種で起こりうる災害の一つです。特に、年末年始は人や物の移動が多くなることに加えて、路面の凍結や不慣れな雪道となることから、交通事故が急増する時期となります。特に建設業では乗り合いで現場へ行く機会が多いことから、一度の交通事故で複数の方が亡くなる災害が多く発生しています。

交通労働災害防止のためのガイドラインを遵守してください。



✓ 荷主・元請事業者による配慮

- ✓ 交通安全管理体制の強化
- ✓ 安全な運転のための対策
- ✓ 安全教育の実施
- ✓ 働く人の意識の高揚
- ✓ 健康管理の徹底

～ストレスチェックを適切に実施しましょう～

ストレスチェックはメンタル不調になることを未然に防止させる一次予防です。

労働者50名以上（パート・アルバイト、派遣労働者を含む）を雇い入れている事業場は、ストレスチェックの実施が義務付けられました。実施後、遅滞なく様式第6号の2「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」の提出が必要となります。以降、1年以内毎に1回定期に実施し、その都度監督署への結果報告が必要となります。